

平成30年2月9日

死亡届出義務者および資格者に係る事情説明と要望

特定非営利活動法人りすシステム

代表理事 杉山 歩

法務担当 黒澤 史津乃

【1】NPO りすシステムの概要～公正証書契約による「契約家族」と、死亡届出の関係

当法人は過去25年に亘り、高齢者の自己決定による老後と死を支援するために、①生前事務委任契約、②任意後見契約、③死後事務委任契約という3点セットの契約を締結することにより、これまで家族が担ってきた役割を果たしてきている。契約を公正証書で行うことにより、公証人による厳格な本人意思の確認が担保されている。

具体的には、契約者が老人ホーム等高齢者住宅に入居する際および病院に入院する際の身元引受保証人を当法人が受託しているため、当法人が契約者の死亡の事実をいち早く知ることとなるケースが多く、受任していた死後事務履行の中で、死亡届を提出して火葬許可証を取得し、契約者本人の希望通りの葬儀・納骨を行っていくこととなる。

こうした業務の流れの中で、過去何度も死亡届出人がいないという事態に直面しており、その度に色々な方法や解釈、各役所の戸籍担当者との交渉により、死亡届の提出及び火葬埋葬許可証の受領を行ってきた。

当法人における契約者の家族構成は、数十年後の日本の姿を映していると言っても過言ではない状況で、現行の戸籍法に規定されている死亡届出義務者及び資格者だけでは、今後、死亡届出の業務がスムーズに進まなくなってくることは明白である。

【2】NPO りすシステムにおける死亡届の種類

- (1) 同居人がいる場合
- (2) 独居、公立病院で死亡
- (3) 独居、私立病院で死亡
- (4) 老人ホーム等施設で死亡
- (5) 独居、賃貸住宅で死亡
- (6) 上記いずれの場合も、非同居親族がいる場合
- (7) 上記いずれの場合も、後見人等がいる場合
- (8) 独居、持ち家居住で、自宅で死亡の場合（親族、家屋管理人、後見人等もなし）

【3】死亡届の実際

- ・死亡届が受理されなければ、火葬埋葬許可証が発行されない
- ・実務上、葬儀社社員が死亡届義務者もしくは資格者の「使者」となって提出するケー

スがほとんど

- ・こうした流れも、戸籍法第87条記載の死亡届出義務者もしくは資格者が存在し、届出人となることを引き受けてくれることが大前提

【4】死亡届の現場での混乱の事例

- ・持ち家の自宅で死亡したケース
- ・老人ホーム等高齢者施設での「看取り介護」により死亡したケース

【5】死亡届出義務者および資格者についての要望

戸籍法第87条第2項の届出資格者に、「必ず死亡の事実をいち早く知り得る者」として、下記の者を含めていただきたい

- ・任意後見受任者（後見登記事項証明書）
- ・死後事務を受任している者（死後事務委任契約）

1. NPOりすシステムの生前契約による「契約家族」

(1) NPOりすシステムの理念

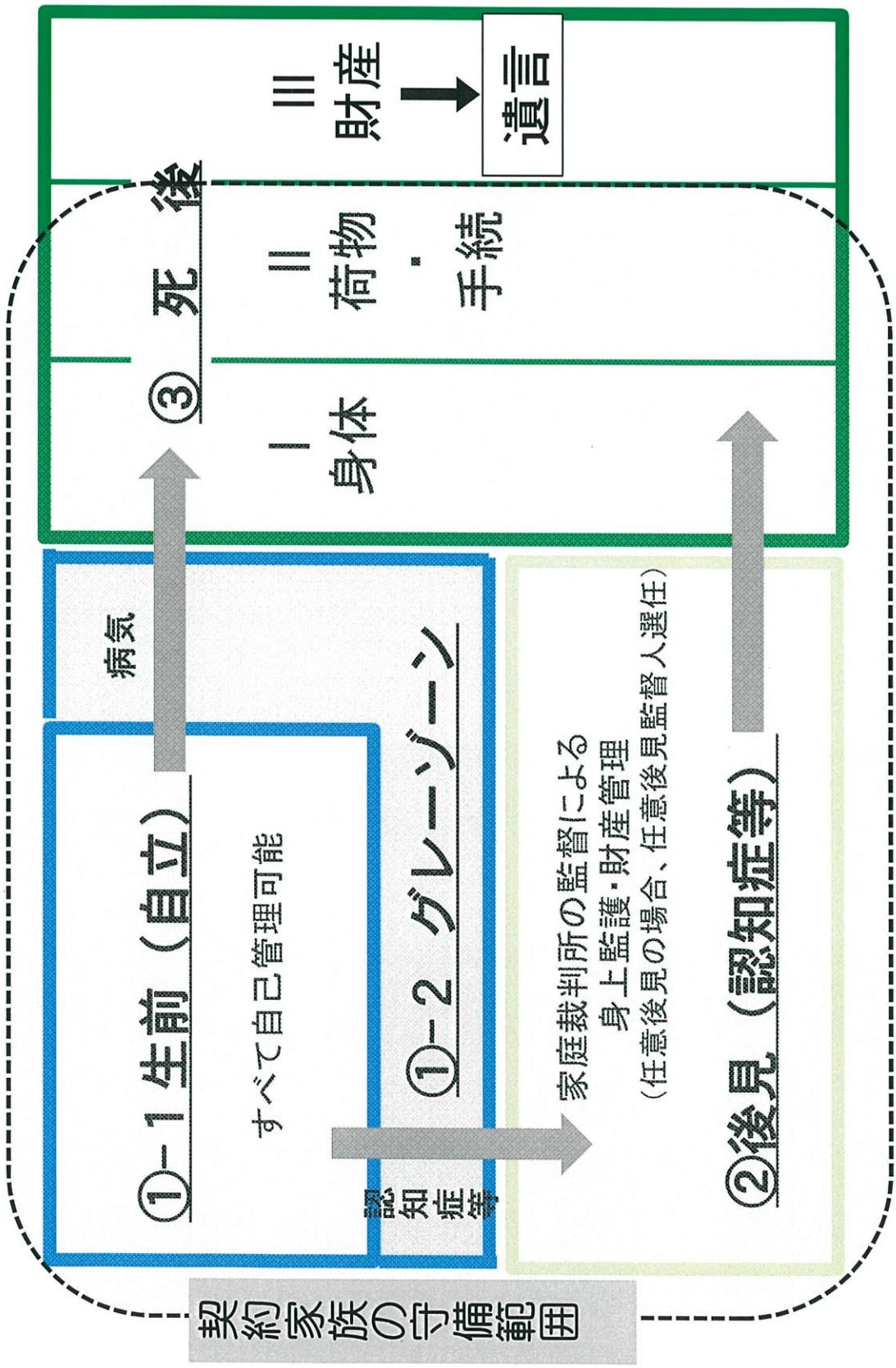
老後と死後の自己決定を、家族の役割を果たしながら支援する。

(2) NPOりすシステムの生前契約の特徴

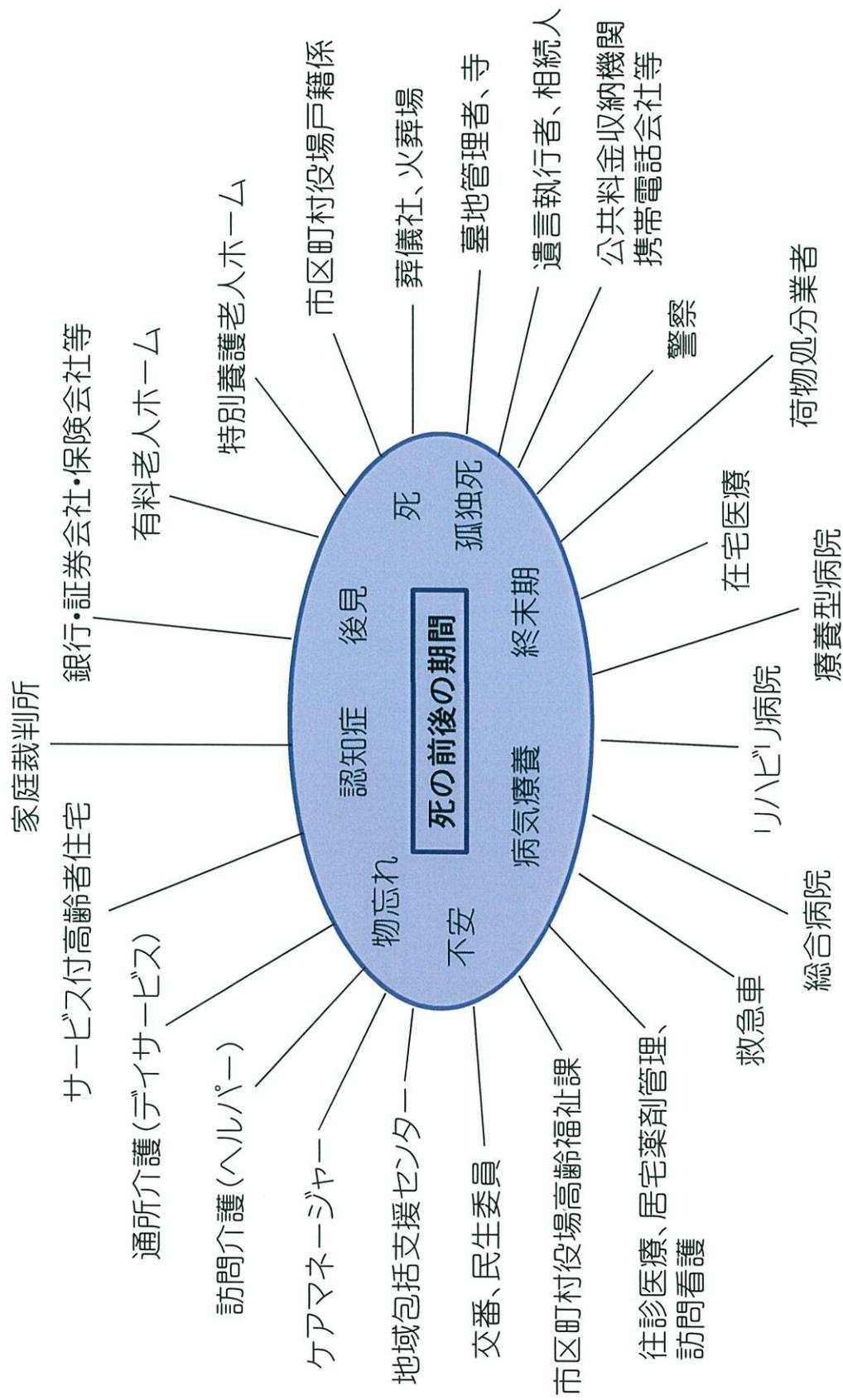
- ・ 人生のどのステージにおいても家族の役割を果たす＝「契約家族」
 - ……キーパーソンとして、介護保険契約や医療機関受診等の支援
 - ……賃貸住宅や高齢者施設入居、病院入院の際の身元引受保証
 - ……病気による意識レベル低下時には、医療上の判断に関する事前意思表示書
 - ……認知症等精神上の障害による判断力低下時には、任意後見契約の効力発生
 - ……死亡時には、本人の祭祀主宰者として遺体搬送・火葬・納骨、その他手続
- ・ 身元引受のために必要な3つの契約は、効力の確かな公正証書で行う。
- ・ 預託金の管理は、別法人「NPO日本生前契約等決済機構」が行う。

2. 契約家族の考え方 ～ 人生の3つのステージ

- ① 自立およびグレイゾーン
- ② 後見(認知症等)
- ③ 死後



3. 「死の前後の期間」と「契約家族」のこれから



死の前後の期間にある方と、それを取り巻く多種多様な機関との間をつなぐ役割 = 契約家族